

令和3年12月21日  
庁議資料

# 災害時におけるコンクリート圧送車等 での応急対策業務に関する協定書

東京都コンクリート圧送協同組合

狛 江 市

## 災害時におけるコンクリート圧送車等での応急対策業務に関する協定書

狛江市(以下「甲」という。)と東京都コンクリート圧送協同組合(以下「乙」という。)とは、狛江市内に災害が発生した場合(以下「災害時」という。)におけるコンクリート圧送車及び運転士(以下「コンクリート圧送車等」という。)の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、狛江市内に災害が発生した場合の対応に関し、甲が乙のコンクリート圧送車等を活用して迅速に応急対策を実施するために、甲から乙に対して行う協力要請に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本協定における「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるものをいう。

### (コンクリート圧送車等の報告)

第3条 乙は、乙の組合員(以下「組合員」という。)が保有する災害時に可動可能なコンクリート圧送車等を把握し、甲に報告するものとする。

2 乙は、コンクリート圧送車等の保有状況等に著しい変化があったとき、又は甲の要求があったときは、その保有状況等について、速やかに甲に報告するものとする。

### (応急対策業務に関する要請)

第4条 甲は、市内の災害に関わる緊急活動の協力を要請するときは、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等の方法により協力を要請し、後日、書面を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職、氏名及び担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 業務内容
- (4) 要請する協力期間
- (5) 現場責任者の氏名及び連絡先電話番号
- (6) その他必要な事項

### (コンクリート圧送車等の提供及び業務の実施)

第5条 乙は、前条の規定により要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し、コンクリート圧送車等を提供し、組合員に応急対策業務を実施させるものとする。ただし、災害の状況等やむを得ない事情により、乙が対応できない場合においては、その義務を負わないものとする。

(業務の指示)

第6条 業務の指示は、甲が現場責任者を通じて行うものとし、組合員はその指示に従うものとする。

(業務の報告)

第7条 乙又は組合員は、業務が終了したときは、作業開始時間、作業終了時刻等を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 甲は、協力を要した経費を負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害発生時の適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(経費の請求及び支払)

第9条 乙は、業務が終了したときは、前条に規定する経費を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を確認し、相当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(被害の負担)

第10条 業務の実施に伴い、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又はコンクリート圧送車等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(災害補償)

第11条 甲は、この協定に基づく業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がいとなった場合は、東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年組合同条第19号）に準じて、その損害を補償するものとする。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他の給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において、甲は損害賠償の責を免れるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間終了の日の1箇月前までに、甲乙のいずれからも意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結を証するため、甲と乙は本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有する。

令和3年12月13日

甲 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号  
狛江市  
狛江市長 松原俊雄



乙 東京都墨田区両国二丁目21番地5  
両国ダイカンプラザ503  
東京都コンクリート圧送協同組合  
理事長 末藤雅宏

